第 17　動物愛護管理

近年の「動物福祉」という世界的な流れを受け、人と動物の共生する社会の実現を目的として 1973 年に制定された「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」も飼い主の終生飼養の責任や虐待の厳罰化などについて度々改正が行われてきている。

このような中、本市の犬猫の引取数や殺処分数も年々減少してきており、特に令和６年度以降は、動物愛護ボランティア団体の協力により犬猫の殺処分ゼロを継続している。

しかしながら、多頭飼育の崩壊や飼い主のいない猫への無責任な餌やりによる糞尿被害の苦情などはいまだに発生している状況である。

これらの問題に対応するため、本市としては平成２６年度から飼い主のいない猫を対象とした不妊去勢手術の助成を開始するとともに、令和４年度には多頭飼養の届出の義務等を定めた「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行し、さらに令和５年度には野良猫への給餌方法をルール化するなどにより市民に周知・啓発を行っている。

また、あわせて狂犬病予防についても市内各所での集合注射の実施などにより引き続き取り組んでおり、これらの施策を複合的に実施することで人と動物が共に幸せに暮らせる社会の実現を目指している。

１　犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

狂犬病予防法の規定により、犬の登録及び鑑札の交付（第４条）並びに狂犬病予防注射済票を交付（第５条）している。

項目＼年度		3	4	5	6	7
登録数		16,366	16,472	16,581	16,559	16,618
新規登録数		1,110	1,120	1,019	1,033	1,016
鑑札再交付数		76	65	81	84	100
注射済票交付数		11,360	11,125	10,846	10,808	10,946
内訳	集合注射（獣医師会）	2,500	2,005	1,895	1,791	1,648
	臨時注射（獣医師）	8,860	9,120	8,951	9,017	9,298
注射済票再交付数		19	16	20	17	19

２　犬の捕獲状況

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例の規定により、野良犬や放し飼いの犬は、市民からの通報により捕獲抑留している。

項目＼年度		3	4	5	6	7
捕獲数		37	35	32	29	19
飼い主への返還総数		29	30	28	24	14
抑留後返還までの日数内訳	現場	4	15	8	7	1
	1日	5	6	8	1	5
	2日	7	3	4	5	4
	3日	1	2	2	3	1
	その他	12	4	6	8	3
譲渡数		9	9	3	2	3
捕獲犬死亡頭数（うち殺処分）		- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)

犬の特殊捕獲状況（犬の捕獲のうち、オリ・睡眠薬捕獲の内訳を示す）

項目＼年度		3	4	5	6	7
総数		－	1	－	－	－
内訳	オリ貸出個数（参考）	(－)	(1)	(1)	(6)	(2)
	オリによる捕獲頭数	－	1	－	－	－
	睡眠薬・わな捕獲頭数	－	－	－	－	－
	その他（薬殺）による頭数	－	－	－	－	－

3　犬による咬傷事故の状況

長崎市狂犬病予防法施行細則の規定により、犬が人畜を咬んだ際、狂犬病予防上必要な場合は、被害者又はその犬の飼い主は届出が義務づけられている。

| 区分＼年度 | | | 咬傷事故の件数 | 咬傷事故等をおこした犬の数 | 被害者数 | | | | | 咬傷事故等の発生時における犬の状況 | | | | | 咬傷事故等の発生時における被害者の状況 | | | | | | 咬傷事故後の犬の状況 | | | | | 咬傷事故等の発生場所 | | |
|---|
| | | | | | 死亡 | | その他 | | 計 | 犬舎等にけい留中 | けい留して運動中 | 放し飼い | 野犬・放浪犬 | その他 | 犬に手を出した | けい留しようとした | 配達・訪問等の際 | 通行中 | 遊戯中 | その他 | 捕獲 | 引取り | 飼育継続 | 逸走 | その他 | 咬傷犬の犬舎の周辺 | 公共の場所 | その他 |
| | | | | | 飼い主・家族 | それ以外 | 飼い主・家族 | それ以外 |
| 3 | | | 4 | 4 | － | － | － | 5 | 5 | － | 1 | － | － | 3 | － | － | 1 | 1 | 1 | 3 | － | － | 4 | － | － | 2 | 1 | 1 |
| 4 | | | 18 | 17 | － | － | 1 | 17 | 18 | － | 6 | 3 | － | 8 | 1 | 1 | 3 | 11 | 1 | 1 | － | － | 16 | － | 1 | － | 13 | 5 |
| 5 | | | 11 | 11 | － | － | 1 | 10 | 11 | 1 | 3 | － | － | 7 | 4 | － | 1 | 4 | 1 | 1 | － | － | 11 | － | － | － | 5 | 6 |
| 6 | | | 9 | 9 | － | － | － | 9 | 9 | － | 4 | － | － | 5 | 2 | － | － | 6 | － | 1 | － | － | 9 | － | － | － | 8 | 1 |
| 7 | | | 7 | 7 | － | － | － | 7 | 7 | 1 | 4 | 2 | － | － | 1 | － | － | 4 | － | 2 | － | － | 7 | － | － | － | 7 | － |
| 飼い犬 | 飼い主判明 | 登録 | 7 | 7 | － | － | － | 7 | 7 | 1 | 4 | 2 | － | － | 1 | － | － | 4 | － | 2 | － | － | 7 | － | － | － | 7 | － |
| | | 未登録 | － |
| | 飼い主不明 | | － |
| 野犬 | | | － |

注　飼い犬（登録・未登録）・飼い主不明・野犬の区別は、最新年度（令和７年度）の件数に対応する数値を記載

4　犬猫の引き取り及び収容

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、犬猫による生活環境被害の防止を目的とした所有者の判明しない犬猫の引取り、又はやむを得ない事情により飼えなくなった場合の飼い犬・飼い猫の引取りを行うとともに、道路・公園など公共の場所において、負傷し又は疾病にかかっている犬猫で所有者の判明しないものについて、保護収容を行っている。

項目＼年度		3	4	5	6	7
引取数	犬	12	3	－	－	－
	猫	457	270	106	94	73
譲渡数	犬	14	4	2	－	1
	猫	68	54	40	67	36
引取犬猫死亡頭数（うち殺処分）	犬	－	－	－	－	－
	猫	373 (280)	201 (113)	73 (19)	30 (－)	22 (－)

注１　犬猫の引取は、当センター及び市内 22 の地域センター、地区事務所等で行う
　２　当センターでは平日受付、他は月１回の回収
　３　捕獲犬の致死処分数は、本表には含まれていない(「２ 犬の捕獲状況」参照)
　４　飼い主からの引取りは、平成 22 年度から有料引取
　５　表の頭数は、所有者からの引取及び所有者不明の引取犬猫数のほか、傷病による保護収容犬猫数を含む

5　譲渡会の実施状況

年３回（７、８、１０月)、センターに収容している犬猫及び子猫の里親（譲渡先）を探している市民が参加する譲渡会を実施している。

項目＼年度		3	4	5	6	7
犬	参加頭数	29	15	－	2	3
	成立頭数	1 (3.4)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－
猫	参加頭数	59	72	57	58	21
	成立頭数	10 (16.9)	13 (18.1)	16 (28.1)	17 (29.3)	6 (28.6)

注１　場所は動物愛護管理センター内（移転前の令和５年度まではセンター２階駐車場等）で実施
　２　（ ）内は養子縁組成立率（%）
　３　新型コロナウイルス感染症対策のため、令和３年度８月は中止し、令和３年度７、10 月、令和４年度７月は参加者数及び持込猫数に上限を設けて実施。令和４年度８月からは、持込猫数のみに上限を設けて実施
　４　令和６年度については、１２月に臨時の譲渡会（センターに収容している犬猫のみ）を実施

6　相談件数

当センターへ市民から寄せられた犬及び猫に対する相談の内訳を示す。

（1）犬及び猫

（単位：件数）

相談内容＼年度	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
種類	犬					猫				
総数	150	104	102	73	87	766	1061	985	710	709
苦情関連	61	35	29	25	31	283	469	563	454	526
人の健康・財産侵害	4	5	4	2	－	38	153	216	128	137
傷害案件（身体・精神）	4	3	3	2	－	－	4	－	1	3
侵入（敷地内・屋内）	－	2	1	－	－	32	125	196	107	115
建物被害（家・事務所等）	－	－	－	－	－	1	－	2	10	7
土地被害（庭・田畑等）	－	－	－	－	－	2	3	10	7	1
動物被害（ペット・家畜等）	－	－	－	－	－	1	－	2	－	－
物件被害（車両等）	－	－	－	－	－	2	21	6	3	11
環境被害	34	24	17	18	26	199	146	205	193	237
鳴き声	25	16	9	15	12	2	3	11	3	3
悪臭	－	－	－	1	1	1	11	29	65	106
糞尿	9	7	8	2	13	193	125	158	122	123
被毛	－	1	－	－	－	2	－	4	－	1
そ族・昆虫の発生	－	－	－	－	－	－	5	－	1	4
ごみ荒らし	－	－	－	－	－	1	2	3	2	－
ヒト由来	23	6	8	5	5	46	170	142	133	152
虐待（疑い）	9	2	3	2	2	3	4	8	1	5
遺棄（疑い）	－	－	－	－	－	4	10	9	－	2
多頭飼育	1	1	－	－	－	3	3	3	3	3
放し飼い	11	3	5	3	3	3	21	11	7	7
餌やり	－	－	－	－	－	31	132	111	120	135
動物取扱業	2	－	－	－	－	2	－	－	2	－
相談関連	18	69	58	47	54	483	592	375	227	167
引取依頼	12	23	9	5	11	234	310	85	46	34
負傷動物	2	1	3	－	－	87	78	106	75	76
放浪（野良犬）	－	－	1	13	28	－	－	1	2	－
迷子相談	4	45	44	29	15	132	167	128	83	48
地域猫	－	－	－	－	－	30	37	53	21	9
動物取扱業	－	－	1	－	－	－	－	2	－	－
分類不明	71	－	15	1	2	－	－	47	29	16
その他	71	－	15	1	2	－	－	47	29	16

（２）犬猫の飼い主等への指導件数

（単位：件数）

項目＼年度		3	4	5	6	7
総数		254	237	175	125	136
内訳	飼主義務違反口頭注意	139	119	76	80	104
	飼主義務違反文書注意	64	65	53	17	7
	マイク放送による指導啓発	51	53	46	28	25

注　飼主義務違反文書注意は訪問時不在の際の啓発文書ポスト投函を含む

７　野良猫対策－まちねこ不妊化推進事業－

市内に多く生息する飼い主のいない、いわゆる野良猫の繁殖を抑え、市民からの引取りによる殺処分を減らすため、野良猫に対する不妊去勢手術にかかる費用を助成している。

項目＼年度		3	4	5	6	7
手術頭数	おす猫	175	240	291	303	330
	めす猫	242	240	273	370	429
	合計	417	480	564	673	759

注　平成 22～24 年度は地域猫活動支援事業、平成 26 年度からまちねこ不妊化推進事業として実施

８　動物愛護フェスタ

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく毎年９月 20 日から９月 26 日までの動物愛護週間には、長崎県獣医師会長崎支部との共催で、動物愛護フェスタを開催している。

〈行事の内容〉

○　適正飼育を促す啓発展示
○　獣医師による相談会
○　犬猫の譲渡会
○　その他